

教務だより

令和6年4月9日
北海道深川西高等学校
教務部発行

学校における生徒所有端末の活用(BYOD)ガイドラインについて

国の GIGA スクール構想により、高等学校においては、令和4年度（現3年生）から新学習指導要領が年次進行で実施となることから、1人1台端末環境とする必要があり、道立高校では、「ICTを活用した学習において、学校や自宅など様々な場面で端末を仕様できる環境が効果的であること」、「高校教育では、教科書や電子辞書等の教材の経費は、これまでも私費負担としていること」などの理由から、生徒が個人所有の端末（タブレット）を学校に持ち込む※ことにより、1人1台端末環境を整備することとしました。※生徒所有の端末を学校で活用することを BYOD(Bring Your Own Device)といいます。

このような状況の中、本校でもこれからの社会で活躍するための資質・能力を育むため、ICTを活用した授業を積極的に実施することが必要であると考えており、BYODのガイドラインについて以下のように定めていますので、よく理解して学校生活を送ってください。

1 タブレットの活用方法について

(1) 学校における主な活用

学習系ネットワーク(Wi-Fi)に接続し、教員の指導の下、インターネットを活用した学習や Google Workplace などのクラウドを活用した課題の提示・提出、共同編集によるプレゼンテーション資料の作成等を行う。

(2) 家庭における主な活用

クラウドで提示された課題や、インターネットを活用した家庭学習を行う。

2 学習系ネットワーク(Wi-Fi)への接続について

(1) タブレットを、学習系ネットワーク(Wi-Fi)に接続する場合は、所定の手続きを行うことが必要です。

(2) 最初に接続する際は、教職員立ち会いの下、「アクセスポイント SSID」と「暗号化キー」(パスワード)を入力し、接続します。

「暗号化キー」については、第三者に伝えないでください。

※ 学習系ネットワーク(Wi-Fi)では、不正なアクセスの検出等のため、学校は利用状況等の履歴を、ログとして記録する場合があります。

3 利用上のルールについて

学校における個人所有のタブレットについては、次のルール守ることを前提に使用を認めます。また、端末の盗難や紛失、破損については、学校は責任を負うことができませんので、各自対応を考えてください。

(1) タブレットの管理について

ア タブレットについては、各自で管理するとともに、各自が責任を持って運用し、盗難や紛失、破損に注意してください。必要に応じて担任に預ける等の対応を考えてください。
イ タブレットの充電は自宅で行うものとし、原則として、学校内のコンセントで充電しないこと。

(2) 学習系ネットワーク(Wi-Fi)への接続について

ア タブレットは、学習活動等において必要な場合のみ接続すること。
イ 教員の指導のもと、適切な利用を心がげること。
ウ タブレットを学習系ネットワーク(Wi-Fi)に接続する際に必要な「アクセスポイントSSID」及び「暗号化キー」(パスワード)を適切に管理すること。(決して他人に教えない等)
エ OSのバージョンを最新版に更新するなど、セキュリティ対策を行うこと。
オ 情報の発信に際しては、法令、その他公序良俗に反しないよう内容を十分吟味すること。
カ データ送受信の際には、ネットワークの過大な負担を与えないようデータ容量に注意すること。
キ インターネット利用に関するマナー等を遵守し、他者に迷惑のかかる行為(誹謗中傷等)を行わないこと。
ク 閲覧及びダウンロードした情報の著作権保護に注意すること。
ケ 学校の許可を得ていない端末を接続しないこと。
コ 教員から指示のあったもの以外のファイル等のアップロードやダウンロード、アプリケーションの起動及び許可を得ていない通信を行わないこと。
サ コンピュータウイルス等有害なプログラムの使用及び発信を行わないこと。
シ その他、学校が禁止する行為、法令等に違反する、または違反するおそれのある行為を行わないこと。

